

横浜市総合保健医療センター 訪問看護ステーションみんなのつばさ運営規程
(居宅サービス)

(事業の目的)

第1条 横浜市総合保健医療財団が開設する横浜市総合保健医療センター 訪問看護ステーションみんなのつばさ（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師、作業療法士、その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、病状の管理、服薬指導等の医療的な支援や全体的な日常生活能力の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、当財団が運営する総合保健医療センター、精神障害者生活支援センターの専門施設機能を活用するとともに、関係区役所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、協働して総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 横浜市総合保健医療センター 訪問看護ステーションみんなのつばさ
- 二 所在地 神奈川県横浜市港北区鳥山町1-7-35（横浜市総合保健医療センター2階）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 看護師 1名以上
管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 看護職員 看護師 2名以上
看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。
- 三 作業療法士 1名以上
看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとし祝日も営業する。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時45分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪などによる清潔の保持
- 三 食事及び排泄動作等日常生活動作の援助
- 四 褥創の予防・処置
- 五 リハビリテーション
- 六 精神疾患患者・認知症患者の看護
- 七 療養生活や介護方法の指導
- 八 その他医師の指示による医療処置
- 九 服薬管理
- 十 家族支援

(利用料等)

第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割、3割の額とし、詳細は料金表のとおりとする。

- 2 次条の通常の事業実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、1回の訪問看護につき500円とする。
- 3 訪問看護の開始に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、看護の内容及び利用料について文書を交付し、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、横浜市港北区、神奈川区、西区、磯子区、鶴見区とする。

(緊急時などにおける対処方法)

第9条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(苦情処理)

第10条 管理者は、提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。また、必要に応じて市役所に連絡を行う。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(秘密保持等)

第12条 従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、居宅介護支援事業所等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(身体の拘束等)

第13条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止)

第14条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当該施設における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 当該施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第 15 条 訪問看護ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後 3 か月以内

二 継続研修 年 6 回

2 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は公益財団法人横浜市総合保健医療財団とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。